



塩竈シティプロモーション
ロゴマーク使用ガイドライン

このガイドラインは、塩竈シティプロモーションロゴマークを使用するときの注意事項などをまとめたものです。塩竈市の認知度や求心力を高めるブランドイメージを効果的に発信していくため、ロゴマークを使用する場合は、この注意事項をご確認のうえ、使用に関する規程を守っていただきますようお願いします。



シビックプライドの醸成と、塩竈特有の豊かな地域資源や、海に育まれた美食、その恵みを体感できる魅力的なライフスタイルなど、多くの人に選ばれる塩竈ブランドの構築を目指すことを目的とし、塩竈とその魅力を広く認知していただくためのロゴマークです。

「塩竈」はひらがな表記を図案化し、それぞれ、産業や文化、歴史、自然などの塩竈特有の魅力を表現しています。

し＝活きのいい魚「豊かな海に育まれた美食」

お＝鹽竈神社と塩竈市章を象徴する太陽「歴史と文化」

が＝塩竈櫻をモチーフに「美しい景観」

ま＝船を表し「活気あるみなとまち」

ロゴタイプは漢字とアルファベットを併記。シンボルマークの平仮名も合わせて老若男女国内外問わず読めるユニバーサルデザインとしています。

ロゴマークは無料でお使いいただけますが、営利、非営利を問わず申請が必要です。
ロゴマークの画像データは許可証の交付とともに提供いたします。

■営利目的以外で使用する場合

塩竈市の魅力を広くPRする目的に使用することができます。
使用にあたっては、本書の利用規定の内容をご確認ください。

■商業利用する場合

「ロゴマーク使用ガイドライン」「ロゴマーク使用規約」をお読みいただき、
ルールに従ってご使用ください。

【観光などのサービスに関するもの】

塩竈市内で提供される観光や交通、宿泊などに類するサービスやイベント

【食品に関するもの】

塩竈市内で生産、収穫、養殖、漁獲、水揚げされた産物

塩竈市内で加工・製造された製品

商品の加工・製造の最終工程を塩竈市内の事業所がおこなった製品商品の販売

を塩竈市内の事業者がおこなっている商品

塩竈市内の飲食店で提供する食事などのサービス

【定住に関するもの】

塩竈市内の居住用不動産の販売などで塩竈の魅力を掲載する広告

いずれにも該当しない場合はロゴマークの申請はできませんのでご了承ください。

●使用出来る例

ロゴマークのついた商品を販売に利用する場合

商品(パッケージ含む)にデザインとして表示する場合

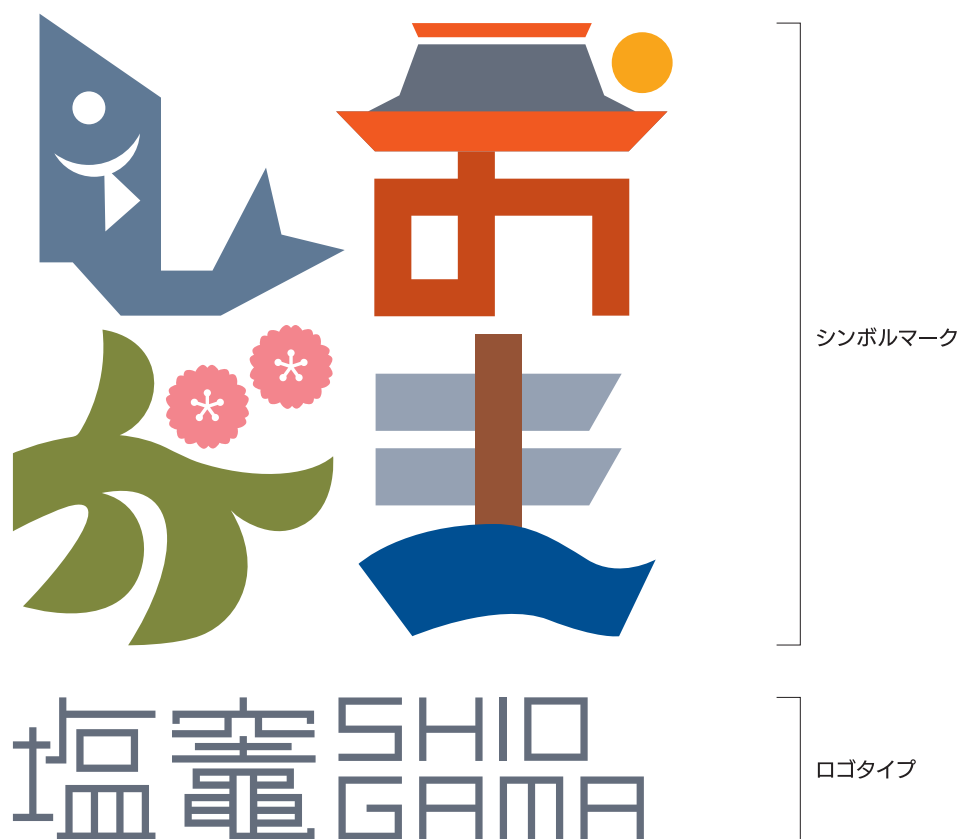
看板や車体などにロゴマークを表示する場合

チラシやポスター、デジタルサイネージなど広告物に表示する場合WEBサイト、

テレビCM、SNSなどの広告媒体に表示する場合 など

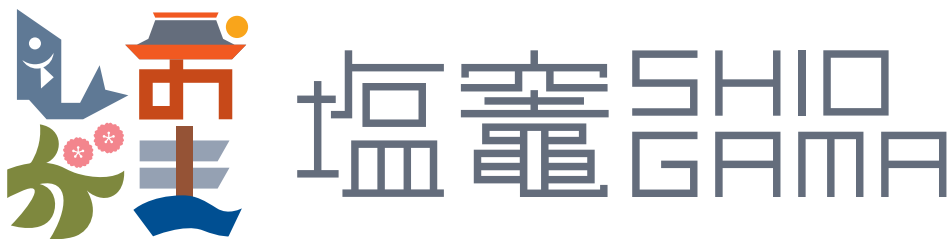
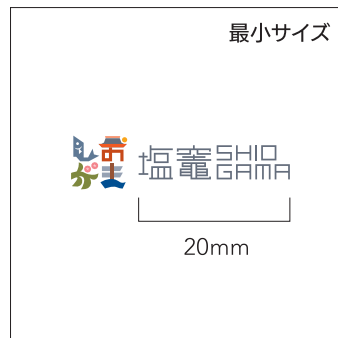
■基本ロゴ

※この組み合わせのロゴマークを優先的に使用してください。
※ロゴマークの幅が20mm以下での使用はできません。



■ロゴ横組み

※ロゴタイプ(漢字とローマ字表記)の幅が20mm以下での使用はできません。



■ロゴタイプ(漢字とローマ字表記)を外して使用する場合

※ロゴタイプ(漢字とローマ字表記)の幅が20mm以下になる場合は

ロゴタイプ(漢字とローマ字表記)を外して使用してください。

※ロゴタイプ(漢字とローマ字表記)を外すことにより、効果的なデザイン表現になる場合は

シンボルマークのみの使用も可能です。その場合は事前にお問い合わせください。

※シンボルマークの幅が10mm以下での使用はできません。



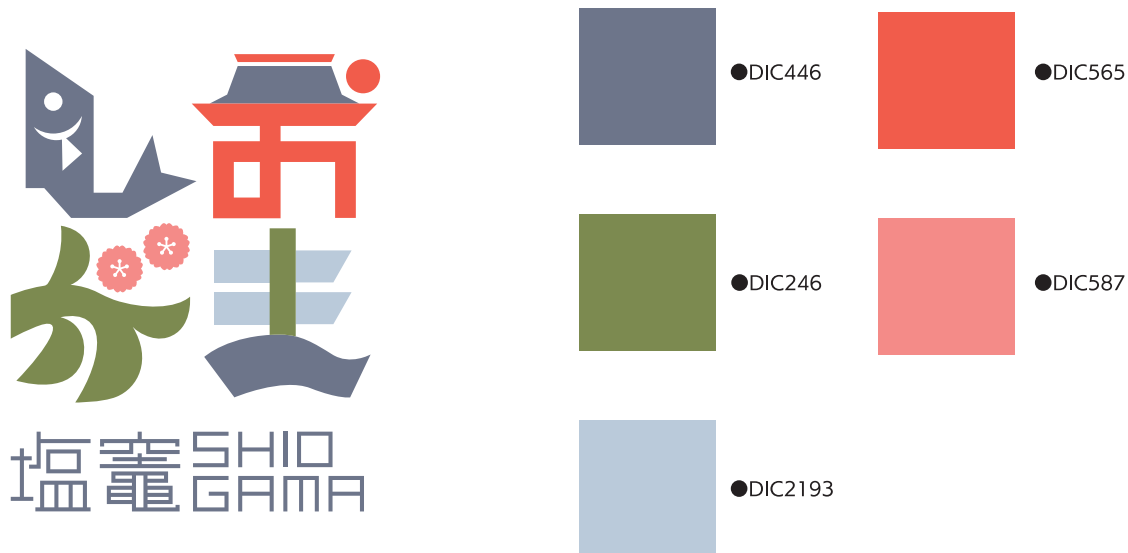
■表示色指定 [フルカラー表示]

※ロゴマークの基本となるカラーです。このカラーのロゴを優先的に使用してください。



※ホワイトインクの使用が必要になった場合はDIC583を基準としてください。

■特色5色指定

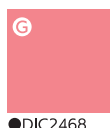
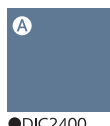


■特色単色指定

※単色での使用は、[フルカラー表示]の色の中から1色を選んで使用してください。

ただし、①や②のような明度の高い色(薄い色)を使用する場合は視認性が損なわれないように背景色との関係に注意してください。

指定色①を使用した場合



■モノクロ表示

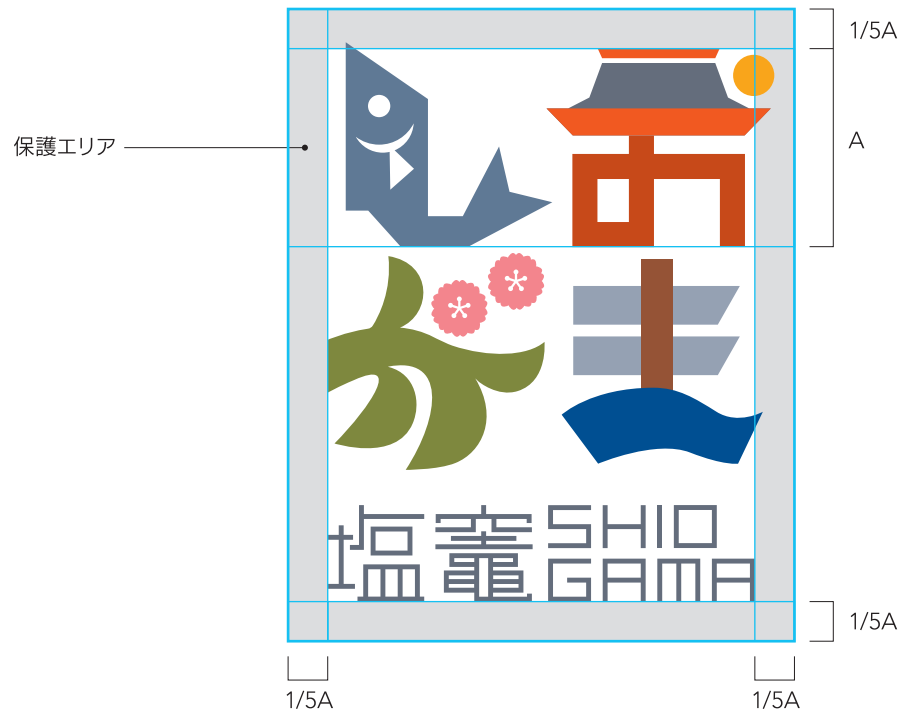
K100%



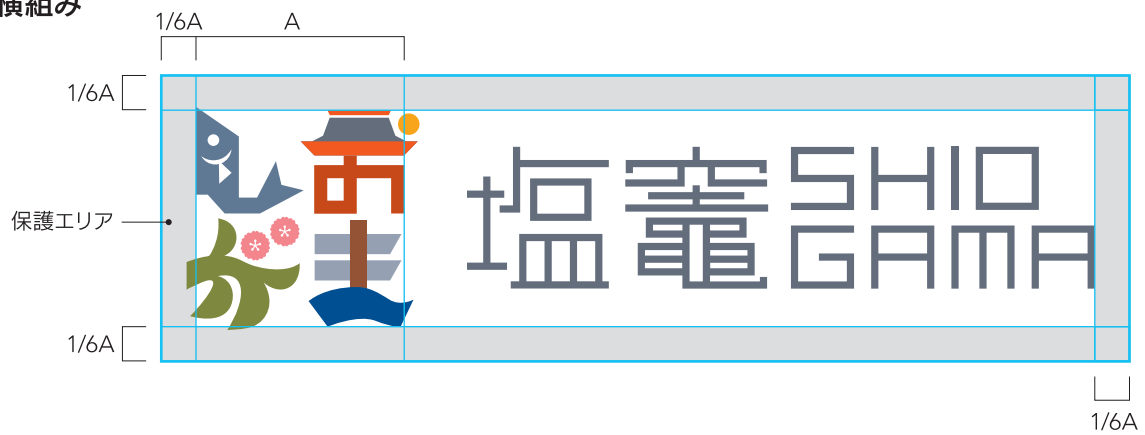
K70%



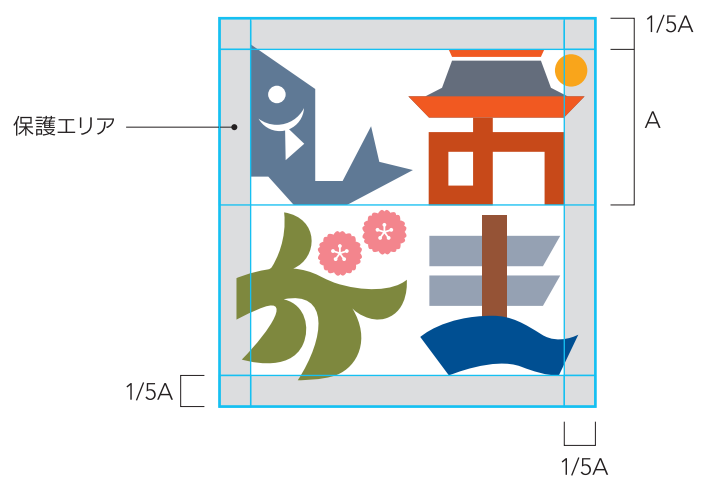
■基本ロゴ



■ロゴ横組み



■ロゴタイプ(漢字とローマ字表記)を外して使用する場合



※ロゴマークを表示する上で誤りがちな使用例を示しました。

下図のような誤った表示は、識別性や視認性を悪くするだけでなく、ブランドイメージの認知を妨げ、価値を損なう原因になります。
ロゴマークは正しく使用してください。

縦横比の変更や、変形、回転させない



影や立体化の処理をしない



他のデザインを加えない



一部の大きさを変更しない



分離や組み替えをしない



書体を変更しない



指定以外のロゴ組にしない



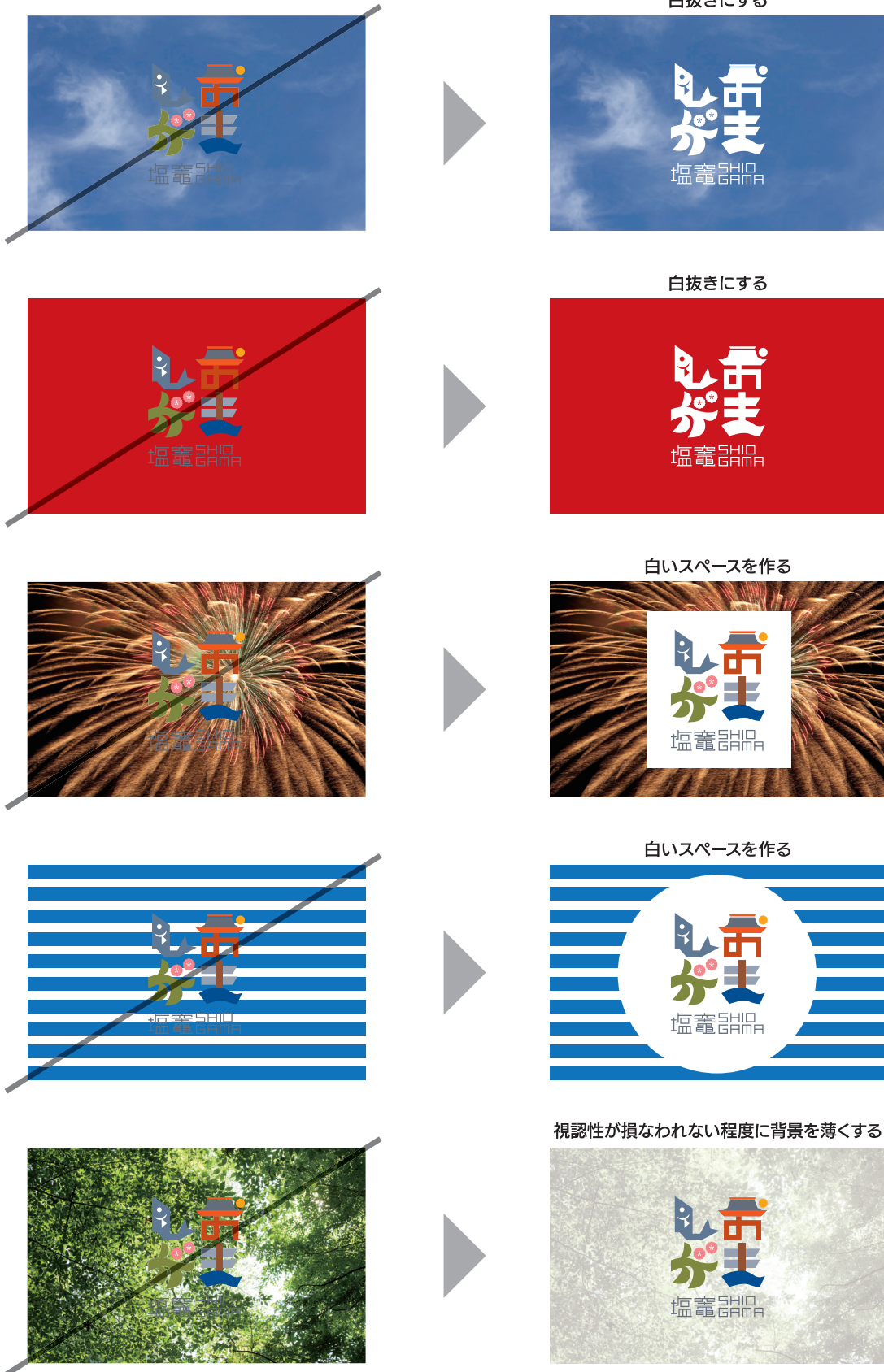
指定色以外の色で表示しない



縁取りしない



※表示色と背景色の関係によってはロゴマークの視認性が著しく損なわれることがありますので十分な配慮が必要です。
あらゆる背景と組み合わせる際に、ここに示した例を参考にして判断してください。



1 利用する場合の手続き

商業利用する場合は申請が必要ですので、市ホームページの申請フォームから申請していただくか、下記の窓口まで、郵送、持参にて申請してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

2 経費等の負担

ロゴマークの使用料は、無料です。なお、市はロゴマークの使用に関する経費は負担しません。（使用規約第5条 参照）

3 遵守事項

ロゴマークの使用に関して問題が発生した場合は、使用者が全責任を負い、速やかに対処しなければなりません。その場合、市は一切の責任を負いません。ロゴマークの使用の際に市に損害を与えた場合は、使用者が賠償をしなければなりません。（使用規約第6条 参照）

4 使用差し止め等

市は、ロゴの使用がこの規約に反する使用があった場合、使用の改善を求め、使用の差し止めなどを使用者に対し請求する場合があります。（使用規約第7条 参照）

5 問い合わせ

ロゴマークの使用方法などで不明な点がございましたら下記の窓口までお問合せください。

問い合わせ先

〒985-8501 塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 本庁舎2階
塩竈市 総務部 秘書広報課 広報係
TEL 022-355-5728 FAX 022-367-3124
Eメール sisei@city.shiogama.miyagi.jp